ぽかぽか通信 NO.47

2023.8 月

ぽかぽか★サポートチーム（原発賠償ひょうご訴訟）事務局発行　http://pokapoka-hyogo.weebly.com/

判決まであと７か月！　公正な判決を勝ち取ろう！

この訴訟は、東京電力福島第１原発事故でかけがえのない「あたり前の日常」を破壊された被害者が、完全賠償だけでなく医療的措置を含めた十分な恒久的補償制度を確立させ、憲法上の自己決定を尊重する「避難する権利」を勝ち取り、東電の重度の過失責任とそれを放置してきた国の責任を明確にすることを通じて、地球上で二度と同じような惨事を繰り返させない安心できる社会を実現して、「子どもたちの未来」を取り戻すことを求めている集団訴訟です。
原告数は、第一次訴訟（2013 年 9 月）17 世帯 50 人、第二次訴訟(2014 年 3 月)10 世帯 27 人、第三次訴訟(2015 年 3 月)4 世帯 7 人、合計で 31 世帯 84 人です。

第１審判決言い渡し日

2024 年 3 月 21 (木) 14：00

神戸地方裁判所101法廷

閉廷後に報告集会

弁護団より（坂本知可弁護士）

～判決までが大事なんです～

5 月 30 日の最終弁論期日から早くも 2 か月が経過しようとしています。

最終弁論期日で、判決期日は約 10 か月先の来年 3 月 21 日と指定されました。予想していたよりも先の期日だったため少し驚きましたが、それだけの長い期間を使って判決を書かれるということは、裁判所が真摯にかつ慎重にこの訴訟に向き合おうとしてくれている証拠なのではないかとも考えられます。福島第一原発事故が発生した責任は東電だけでなく、国にもあるのだとはっきり明快に認める、私たちが真の意味で納得できるような良い判決を期待しましょう。

さて、判決期日まで期間が空いてしまいましたが、私たちにはまだまだやるべきことが残っています。まず一つは、裁判所に対して、「署名」という形で公正な判決を求めていくことです。この「署名」については、裁判所により多くの市民が関心を持って見ていることを伝えるという意味だけでなく、事故を風化させないために、より多くの市民の方々にこの訴訟のことを伝え、応援していただくという意味があると思っています。

また、今年の 5 月よりお隣の関西訴訟で尋問が始まっています。われわれひょうご訴訟は、これまで関西訴訟、京都の原告の方々、弁護士、支援者の方々から、期日の傍聴などでご協力いただき、支援していただきました。今度は、われわれが、関西訴訟、京都訴訟の尋問期日を傍聴するなどして応援できればと思います。

上記以外にも、弁護団としては、判決期日までに、原告の方々や弁護団、支援者が集まり交流できるようなイベントも開催できればと思っています。結審したとはいえ、やることが盛りだくさんですね！

いよいよ梅雨が明け、本格的な夏が始まります。皆さん、何よりも健康第一で、引き続き頑張ってまいりましょう。

原告より　～避難した子供からの声です～

あの日から１１年、幼稚園生だった私は大学一年生になりました。

正直、震災直後の記憶は私自身、混乱していたのもありはっきりとは覚えておりませんが、ただ友人と手を取り合い三月の寒い中外に張られたテントの下で、ただひたすら親の迎えが来るのを待っていました。卒園式に出られなかったことや急な友人との別れ、そして見知らぬ土地での新生活に悲しみと不安しかありませんでした。小学校に上がってすぐの事です。「放射能がうつる」と軽いいじめにあいました。方言の違いで、中々クラスに馴染めませんでした。「明るくいないといけない」という自己暗示を掛けることが当時の苦しみから逃れる術でした。これが、避難してきた子供達の実態です。子供達の間では時に避難が非難に変わります。あの時、親に正直に全てを話すことはできませんでした。何度も宮城に帰りたいと思いました。「ただ辛かった」その言葉に尽きます。それが私の小学１年生の記憶です。

大学生になった今、私は声を大にして言いたい。大人の皆さん、子供は大人が弱っている時ほど見栄を張ります。自分も弱っているはずなのに強がります。悲劇のヒロイン扱いされたいわけじゃない。ただ少しでも寄り添って欲しいのです。辛い先にある物を一緒に見てあげて下さい。少しでも生きやすい環境作りましょう。

兵庫県原発被災者支援弁護団
http://hinansha-hyogo.social-action.net/
事務局長　辰巳　裕規
事務局住所:
〒650-0044 神戸市中央区東川崎町１丁目 3-3
電話:　078-371-0171　　Fax:　078-371-0175
神戸合同法律事務所気付

原発賠償ひょうご訴訟

2023.8月 発行

ぽかぽか★サポートチーム

ぽかぽか★サポートチーム
尼崎市潮江 1-3-30KDI ビル４階
事務局（松本理花）080-1458-5327
http://pokapoka-hyogo.weebly.com/
フェイスブック（ぽかぽかサポートチーム）
ツイッター（@pokapokahyogo）

ひょうご訴訟の歩み

2013 年 9 月　神戸地裁に第 1 次訴訟 54 名が提訴
2014 年 2 月　第 1 回期日
2014 年 3 月　第 2 次訴訟 29 名が提訴
2015 年 3 月　第 3 次提訴 9 名が提訴
2016 年 10 月弁護団＆専門家で原告の避難元を土壌調査
2022 年 1 月　第 40 回期日　本人尋問始まる
2022 年 5 月　第 42 回期日　専門家証人尋問（郷地医師）
2022 年 9 月　第 44 回期日　専門家証人尋問（郷地医師）
2022 年 11 月 第 46 回期日　本人尋問（28 世帯終了）
2023 年 3 月　第 47 回期日　更新弁論期日
2023 年 5 月　第 48 回期日　最終弁論期日

２名の原告の意見陳述がありました。1 人目は「国や東京電力は放射能による無作為の大量殺人を犯している。福島県民は殺してもいいのか、判決によって国や社会が正しい方向にすすんでほしい」もう一人は予定していた原告に急遽代わって 19 歳の娘さんが代読「この 12 年は苦難の連続。何としても被ばくから娘を守りたい。国の責任を明確にして欲しい」

弁護団から 1000 ページ以上の最終準備書面では、総論、国の責任、内部ひばくに関わる避難の相当性、損害について陳述しました。

2024 年 3 月 21 日　判決言い渡し

公正な判決を求める署名」にご協力ください

https://pokapoka-hyogo.weebly.com/3500921028123982608531243/8626749

裁判長への
ハガキ作戦も
始めます

あなたの想いを
裁判長に直接
届けましょう

サポーターより　～来春の判決を迎えるにあたって～

長く闘い続けてきた神戸地裁での「ひょうご訴訟」が５月３０日に結審をした。

特に、終盤の原告による証人尋問は、裁判という法を司り、事件や人を裁く場で、原告一人ひとりが東電によって自身の暮らしや人生そのものが奪われ、狂わされてきたことを血を吐く思いの全身全霊で訴えてきた。そこには、不本意な現状を強いられている忸怩たる事がらにも、自らこれらを乗り越えるべく訴えた姿は、涙なくして聴けなかった。しかし、それもこれも全て原告が望んで起こした訴訟ではない。東電及び国による原発事故対応並びに原発政策が被害者を救済しないばかりでなく、非人間的な棄民政策しか行わないゆえに訴えざるを得なかったものである。原告たちは、“裁判長なら解ってくれる”“法律は私たちを見捨てない”という思いで訴えている。

対して東電・国の被告代理人は、原告たちの“不本意な生活”を強いられていることに乗じたまったく理不尽な質問を恥ずかしげもなく投げかけてくる。あまりにも人間として許せない。一方、原告の証人尋問を決めた裁判官たちは、それなりに真剣に聞いていた（ように見えた）。ところが、終盤になって裁判官が異動で替わってしまったことによる不安も拭えない。

当たり前のことだが、東電による原発事故がなければ避難の必要がなく、国が被災者の人権と生存権を尊重した政治・施策を行っておれば裁判という手段を起こさなくていいはずのこと。ところが、今この国の民主主義のタガが外れ、憲法が棄損された現状にあって尚、“誰もが人として生きる権利”“普通の暮らしをする権利”があるのだと、全人生をかけてそのことを司法をはじめ社会に理解してもらうべく訴える姿は、憲法の「基本的人権」実現を自己のすべてを通して訴える姿は、とてもとても崇高である。

国による原発被害者に対する“棄民政策”は、“憲法棄損”と同義語であると考える。人間一人ひとりを大切にし、すべての原発被害者の救済なくして、日本という国の存続する意味も価値もない。　裁判官よ、勇気を奮って被害者を救済し、日本の未来に光を向けろ。

サポートのためのカンパはこちらに！

りそな銀行　西宮北口支店　普通　1390467
ぽかぽかサポートチーム

近畿の裁判にも注目を！

＊関西訴訟　@大阪地裁　9月6日(水)
　開廷時間10時　本人尋問&専門家証人尋問
＊京都訴訟　@大阪高裁　9月26日(火)
　開廷時間14時30 分

「控訴審での公正な判決を求める署名」にご協力を
https://www.change.org/Shien_Kyoto